

## 歴史と街づくり活動の経緯

我が街「諏訪野」は福島駅から JR 東北本線で北へ 10 分の伊達駅で下車、更に徒歩 10 分のところに位置する街である。伊達市の南西部にあり、周囲には鮎釣もできる摺上川が流れ、桃・リンゴ畑が広がり春の季節ともなればピンク一色に染まる。遠くに吾妻連峰、安達太良連山が眺望できる自然環境には大変に恵まれたロケーションにある。

この地に自然との共生と水環境の保全を第一に考えて、平成 6 年に総面積 12.6ha の土地に福島県住宅生活協同組合(以下生協)が「和み、語らいのあるまち」をコンセプトとして、平成 6 年第 1 工区住宅地開発に着手し、以後第 2、3 工区の順に開発された(現在の 1 丁目 2 丁目、3 丁目に該当)。水循環を住環境に取り入れて、緑豊かでゆとりのある居住環境を創造する、地球にやさしい環境共生モデル団地を目標とした、当時、地方都市にあっては非常に斬新、ユニークなまちづくり開発であった。宅地構成は 5~10 区画の宅地がコモンを囲み、全町内 36 コモンのクラスター構成で、玄関はみなコモンを向き自然と人、人と人とのコミュニティを意図したデザインとなっている。幹線街路沿道の桜並木と各戸に配置された自然石による石垣によって公園の街にふさわしい景観が醸し出されている。又、景観阻害の象徴とも言える電柱のない電線類の地下埋設化、雨水を地球に戻すため路肩のコンクリート側溝をなくした浸水性舗装の道路、緩やかな曲線で構成される幹線街路・区画街路、沿道の街路灯は夜間クルマのスピードを抑え、歩行者には優しい足元灯、小学生が描いた絵タイルでマーキングしたゴミステーション、子供たちと自然との触れ合いの場ともなっている緑ゆたかな親水公園等が具現化したものとなっている。平成 7 年末に入居開始以来、現在迄の入居数は 234 世帯までに成長した。(全区画数は 288 区画あり、既土地購入者・未住居建築を入れると 262 区画)

諏訪野の景観の優れたまちづくりが維持管理されている根幹に諏訪野建築協定及び緑化景観協定がある。平成 7 年に建築協定及び緑化景観協定は生協による一人協定として運用が開始されたが、平成 10 年団地管理組合法人諏訪野会が設立登記されたのを契機に、事業者による運営から会員による委員会運営へ移行する準備検討に着手した。平成 13 年諏訪野会と生協とによる協定運営委員会が発足し、①丁目ごとに設定されている協定の諏訪野全体として一本化への検討②これまでの運用上の問題点の見直し③個々の具体的な運用基準となる協定規則の制定につき着手した。平成 15 年諏訪野会年次総会で改正案が承認され内規として住民による協定の運用が開始された。然しながら、建築基準法基礎知識や条項解釈等の専門的知識が不十分な為、行政当局及び専門家によるアドバイスを得ながら、更なる検討を重ね、平成 18 年諏訪野会年次総会で最終改正案が承認され全区画(正会員・準会員・生協)の同意書を取得したうえで申請書提出した。

主な改正点は、①これまで諏訪野1丁目及び2丁目それぞれにあった協定を廃止し、諏訪野3丁目を含めた諏訪野全体を対象区域とした新たな協定とした。②その後の社会情勢の変化等に伴う現行協定とのミスマッチを解消する。③新たに諏訪野建築協定規則及び諏訪野緑化景観協定規則を定め、事務処理規程、建築物の制限に係る個々の具体的な運用基準を定め、協定の解釈及び社会情勢の変化に柔軟に対応できるものとする。ここに平成19年3月諏訪野建築協定及び諏訪野緑化景観協定が正式認可された。

諏訪野会は理事12名（会員11名、生協1名）監事2名で構成し、任期2年、管理基金の保全及運用、諏訪野共有共用施設管理、諏訪野建築・緑化景観協定業務を専門的に運営している。

諏訪野建築・緑化景観協定運営委員会は委員長（理事長兼務）以下委員5名（理事兼務1名、会員3名、生協1名）の6名体制で運営し、任期2年、建築承認申請、建築協定チェックリスト、着工届出申請、工事完了届出、工事完了検査及び検査済証発行、宅地利用形態変更承認申請等の業務を運営している。

諏訪野町内会は町会長（理事兼務）以下役員5名が班長15名と連携し、伊達市からの行政連絡、一斉清掃及びゴミステーション運営等町内環境美化、新規入居者に対する生活ルールの説明、会員の意見要望の掬いあげ等、会員相互の親睦に努めている。又、諏訪野会と表裏一体となってきめ細かい活動を推進している。

役員任期は2年、班長任期は1年。

又、これまで諏訪野緑化クラブが行っていた植栽管理業務を広義の緑化保全業務に改変し諏訪野会が直接係り、諏訪野町内会の環境保全(旧環境美化)業務と連携して会員全員参加で行う仕組みにした。諏訪野への入居者数の増加に伴い小学生の数が(136名)大幅に増えたことで子ども会の組織を1・2丁目子ども会、3丁目子ども会に再編しきめ細かい活動を行っている。

年間の諏訪野会活動として例年5月に会員を招集しての総会を開催し年間事業活動実績報告及予算実績報告を行うと共に次年度事業活動計画及予算計画を審議する。理事会及役員会は毎月1回会議を開催し総会決定事項をフォローしている。

諏訪野会の植栽管理業務及び施設管理業務と諏訪野町内会の環境美化業務を緑化保全業務及び環境保全業務に再編した。これは「自分たちの街は自分たちの手で」を趣旨に会員全員参加で行うことにしたもの。「自分たちの街の居住環境は自分たちで維持管理するが基本と考え、会員全員で緑化保全及び環境保全にあたる仕組みに変え、管理対象の基本整備を業者に委託した。歩行者専用通路は安全防災の観点から緊急車両が入れるよう花壇から芝生地の通路(開発当初の仕様)に改修、又エントランスの花壇もサツキに統一改修した。管理対象であるエントランス、フォルト歩行者専用通路、コモンの除草、清掃及び水遣りは月1回行う一斉清掃に合わせて会員全員で行っている。水遣りについては各班会員が当番制で行い施肥、剪定は外部業者に委託している。32ヶ所ある

コモンのシンボルツリー等高中木の剪定は外部業者に委託し年1回実施している。環境美化の一環である町内一斉清掃は4月～11月の間、毎月1回日曜朝に道路清掃、沿道植込みの除草と枯葉の掻きだし、道路浸透枘の泥上げを主体に行っている（参加率は95%）。又、親水公園整備も一斉清掃時に各班から会員を供出し清掃、除草を行っている他外周生垣剪定及び池周りの整備についても会員が行っている。

これらの活動内容は毎月発刊の「諏訪野通信」で理事会・役員会の会議内容、事業活動の報告、建築・緑化景観協定運営委員会の活動内容につき記事掲載して、会員へ普及啓発を図っている。